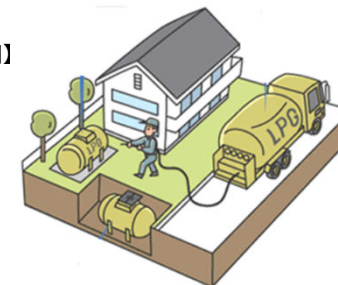


戸田市消防手数料条例の一部を改正する条例

【移動式製造設備・移動式充填設備とは】

工場や一般家庭等のバルク貯槽へ燃料用LPガスを充填するバルクローリー車

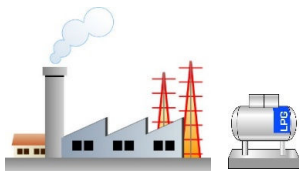
【イメージ図】



【バルク貯槽へ燃料用LPガスを充填するための設備の許可別】

【工業用】

工場や農場等に設置されたバルク貯槽に充填



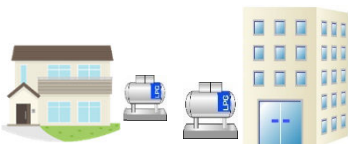
【イメージ】

=

移動式製造設備（工業用）
高圧ガス保安法による許可が必要

【民生用】

一般家庭等に設置されたバルク貯槽に充填



【イメージ】

=

移動式充填設備（民生用）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による許可が必要

【工業用・民生用を兼用するバルクローリーは両法令の許可を受ける必要がある】

技術上の基準に重複する部分がある

【運用の変更】

移動式充填設備の許可を受けたものが、移動式製造設備の許可も受けようとするときは、移動式充填設備の技術上の基準と重複する部分は審査を省略できる運用とする。

【手数料の改正】

（移動式充填設備の許可を受けたものが、移動式製造設備の許可を受ける場合）

高圧ガス保安法に係る許可申請手数料を、処理容積にかかわらず、6,000円とする。